

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 1 2 回 住民・福祉・教育小委員会

日時 : 平成 1 5 年 2 月 2 0 日(木)

午後 2 時 3 0 分 ~

場所 : 弥栄町役場 会議室

次 第

1 . 開会

2 . 議題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 1 3 環境事務の取扱い (その 3)

(2) 協議第 2 号 1 9 - 2 0 学校教育の取扱い (その 6)

(3) 協議第 3 号 1 9 - 1 6 各種社会福祉事業等の取扱い (その 7)

(4) 次回の議題について

・ 協定項目の協議について

(5) 次回の会議開催について

・ 第 1 3 回 住民・福祉・教育小委員会

日時 平成 1 5 年 3 月 1 1 日 (火) 午後 2 時 3 0 分 ~

場所 大宮町 ふれあい工房

3 . その他

第12回 住民・福祉・教育小委員会

協議第1号

19-13 環境事務の取扱い(その3)

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	環境事務の取扱い			整理番号	19-13	専門部会名	住民部会
分類	火葬業務					分科会名	環境分科会
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 火葬場							
運営方法	竹野川環境衛生組合に所属	同左	町営	竹野川環境衛生組合に所属	同左(施設の所在町)	町営	
建築年度			昭和44年度		昭和44年度	昭和56年度	
炉の設置数			2炉		3炉	2炉	
使用料			10,000円		15,000円	15,000円	
遺体							
12歳未満の遺体			6,000円		10,500円	7,000円	
死産・流産児			1,500円		4,500円	3,000円	
産汚物			1,000円		1,500円	死産・流産児扱い	
割増率			町外は5割増 午後4時以降の使用は2割増		構成町以外は5割増	町外は5割増	
作業員			3人ローテーションの2人制 (3人とも臨時職員)		1人(嘱託職員)	1人(霊柩車運転と兼務)	
2 霊柩車							
台数			1台(H12年度購入)		2台(H2・H4年度購入)	1台(H5年度購入)	
運転手			町の臨時職員		一部事務組合職員(2人)	委託	
根拠条例・要綱・規則等	竹野川環境衛生組合 条例・規則・規程	竹野川環境衛生組合 条例・規則・規程	網野町立火葬場設置並びに使用 料徴収条例	竹野川環境衛生組合 条例・規則・規程	竹野川環境衛生組合 条例・規則・規程	久美浜町火葬場の設置及び管理 に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-13 環境事務の取扱い	整理番号	19-13	専門部会名	住民部会
分類	火葬業務	分科会名	環境分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 火葬場</p> <p>運営方法 4町が竹野川環境衛生組合に所属し、残り2町が町営で運営している。</p> <p>建築年度 各施設とも老朽化が進行しており、隔年で炉を修理するなどして対応している。</p> <p>炉の設置数 現在のところ特に不足していることはない。</p> <p>使用料 各施設で使用料が異なっているため、新市移行後の手数料を統一する必要がある。</p> <p>作業員 作業員の体制が異なっている。</p> <p>2 霊柩車</p> <p>台数 現在のところ特に不足していることはない。</p> <p>運転手 課題なし</p>			<p>(案)</p> <p>現有施設を新市に移行し対応する。</p> <p>施設の老朽化が著しいので、新市移行後に新施設整備に着手する方向で調整する。</p> <p>現有施設を新市に移行し対応するが、新施設の計画時に必要な炉の設置数を検討する。</p> <p>新市移行後の使用料は次のとおりとする。 遺体15,000円、12歳未満の遺体10,000円、死産、流産児、産汚物等4,000円 ただし、新市以外の住民の遺体は上記の5割増とする。</p> <p>現行のまま新市に移行し、新施設の稼働にあわせて適正な人員配置をする。</p> <p>現有車両を新市移行後も使用し、新施設稼働時に必要台数を検討する。</p> <p>現行のまま新市に移行し、新施設の稼働にあわせて適正な人員配置をする。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	環境事務の取扱い			整理番号	19-13	専門部会名	住民部会
分類	し尿処理			分科会名	環境分科会		
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 し尿処理場							
運営方法	竹野川環境衛生組合に所属	同左	町営	竹野川環境衛生組合に所属	同左(施設の所在町)		町営
所在地			網野町字高橋524番地		弥栄町字和田野38番地の1		久美浜町字湊宮小字箱石468番地の252
建築年度			昭和62年度		平成10年度		平成元年度
処理能力			36k1/日		70k1/日		25k1/日
処理実績 (H13年度)							
し尿			12,726k1		21,442k1		6,913k1
浄化槽汚泥			2,091k1		6,039k1		1,380k1
収集方法			し尿 町営(正職員7名) 浄化槽清掃 許可業者(1業者) 期間(浄化槽清掃) H13.4.1~H16.3.31 期間(一般廃棄物収集運搬) H14.4.1~H16.3.31		し尿 委託業者(2業者) 期間 H14.4.1~H16.3.31 浄化槽清掃 許可業者(2業者) 期間(浄化槽清掃) H14.4.1~H15.3.31		し尿 許可業者(1業者) 期間 H14.8.1~H16.7.31 浄化槽清掃 許可業者(1業者) 期間(浄化槽清掃) H14.8.1~H16.7.31 期間(一般廃棄物収集運搬) H14.8.1~H16.7.31
収集車両							
2t車			4台		1台		1台
3t車					3台(うち組合所有1台)		
4t車			1台		6台(同上)		1台
手数料算定方法							
し尿			便槽割 400円+収集量割で算定 収集量割 2700まで1,500円 2700超過分 (収集量-2700)÷9×50円		収集量で算定 2000まで1,600円 2000超過分 (収集量-2000)÷25×200円		許可業者のため、条例上の規定はなく、許可業者が定めた算定方法 収集量で算定 1800まで1,550円 1800超過分 180ごとに155円加算 無料
浄化槽汚泥			1,8000当たり2,500円		1,8000当たり1,500円		
手数料の納付方法			翌月に口座振替または 納入通知書により納入		チケット(し尿処理券)支払い (1,000円、500円 1000円の3種類)		許可業者に直接支払い

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-13 環境事務の取扱い	整理番号	19-13	専門部会名	住民部会												
分類	し尿処理	分科会名	環境分科会														
課 題			調 整 結 果														
<p>1 し尿処理場 運営方法 4町が竹野川環境衛生組合に所属し、残り2町は各町で対応している。</p> <p>所在地 なし</p> <p>建築年度 網野、久美浜両町の施設は老朽化が進行している。また、焼却炉についてはダイオキシンの規制強化に適合するためには、多額の改修費が必要である。</p> <p>処理能力 課題なし</p> <p>処理実績 課題なし</p> <p>収集方法 各施設によって、収集方法が異なっている。</p> <p>収集車両 課題なし</p> <p>手数料算定方法 し尿 各施設で手数料が異なっているため、新市移行後の手数料を統一する必要がある。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>し尿収集手数料比較 (参考)</caption> <thead> <tr> <th>収集量</th> <th>網野町</th> <th>竹野川組合</th> <th>久美浜町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>270ℓ</td> <td>1,900円</td> <td>2,160円</td> <td>2,325円</td> </tr> <tr> <td>1,000ℓ</td> <td>5,950円</td> <td>8,000円</td> <td>8,525円</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽汚泥 各施設で手数料が異なっているため、新市移行後の手数料を統一する必要がある。</p> <p>手数料の納付方法 新市移行時に統一をする必要がある。</p>			収集量	網野町	竹野川組合	久美浜町	270ℓ	1,900円	2,160円	2,325円	1,000ℓ	5,950円	8,000円	8,525円	<p>(案)</p> <p>現有施設を新市に移行し対応する。</p> <p>なし</p> <p>今後の処理見込量を精査し、広域的な処理方法も視野に入れて検討する。</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>現在、許可業者による収集を行なっている地域は、委託業者による収集に変更し、直営または委託業者による収集地域は現行のまま新市に移行する。ただし、委託業者については、契約期間満了までに新市において調整する。</p> <p>町及び一部事務組合所有の車両は、現行のまま新市に移行する。</p> <p>現在の竹野川環境衛生組合の算定方法により統一を図る。</p> <p>現在の竹野川環境衛生組合の算定方法により統一を図る。</p> <p>現在の竹野川環境衛生組合の納付方法により統一を図る。</p>		
収集量	網野町	竹野川組合	久美浜町														
270ℓ	1,900円	2,160円	2,325円														
1,000ℓ	5,950円	8,000円	8,525円														
			小委員会確認期日		協議会確認期日												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

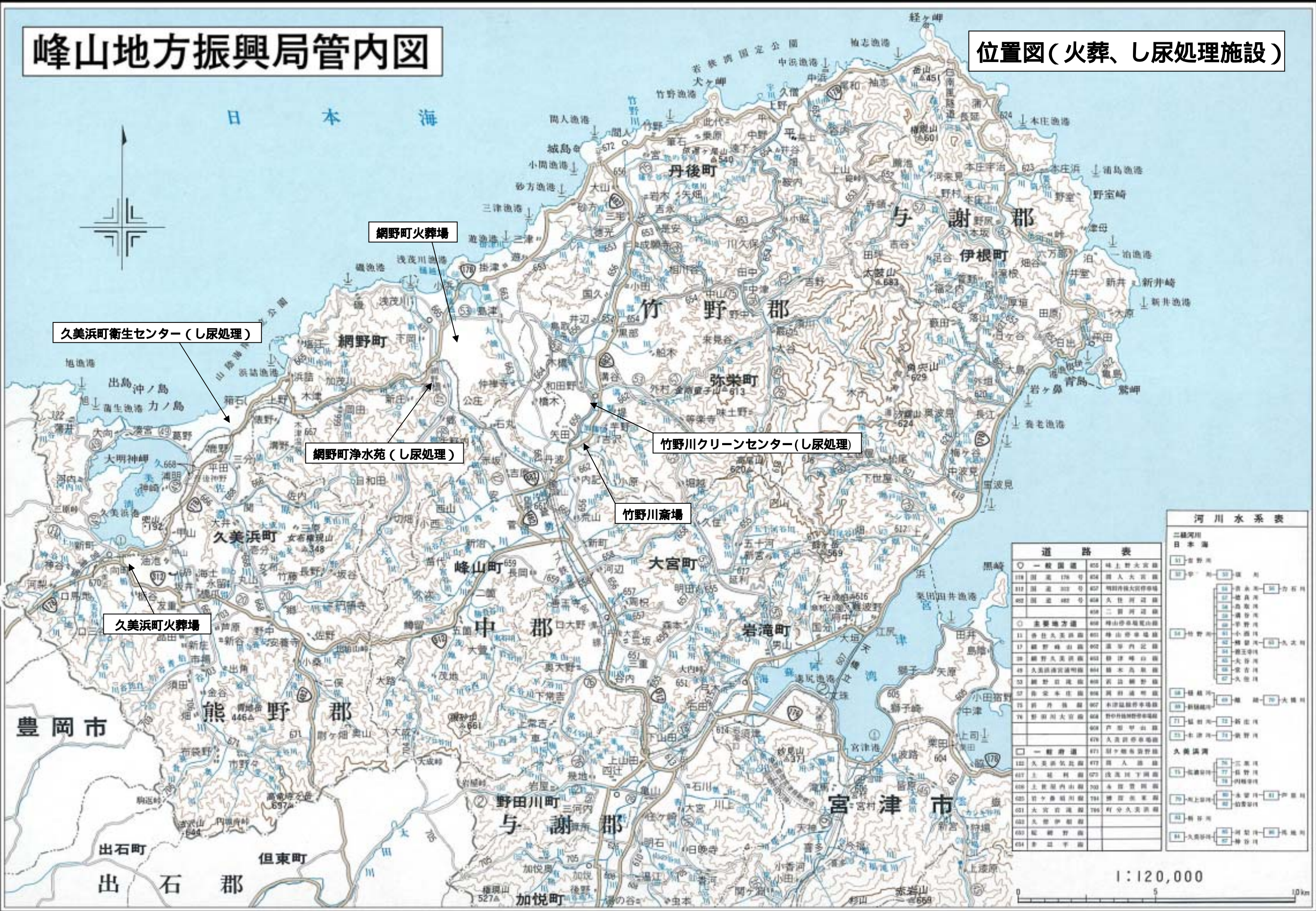
合併協定項目	環境事務の取扱い			整理番号	19-13	専門部会名	住民部会
分類	し尿処理			分科会名	環境分科会		
	現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
浄化槽清掃業の許可手数料 浄化槽法第35条第1項(許可)			5,000円/件		無料	10,000円/件	
許可証の再交付			500円/件		無料	3,000円/件	
<p>第六章 浄化槽清掃業の許可</p> <p>(許可)</p> <p>第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第三十七条 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、第三十五条第三項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>							
合特法に基づく合理化事業計画の策定状況	未策定	「大宮町合理化事業計画」の策定に向け、協定書及び覚書書を締結(H13.8)	「網野町合理化事業計画」策定済(H13.11)	未策定	町独自の合理化計画策定済(H13.2) 協定書締結済(H13.5)	未策定	
根拠条例・要綱・規則等	竹野川環境衛生組合同条例・規則・規程	竹野川環境衛生組合同条例・規則・規程	網野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 網野町し尿処理施設の業務及び管理等に関する規則 浄化槽清掃業の許可に関する条例	竹野川環境衛生組合同条例・規則・規程	竹野川環境衛生組合同条例・規則・規程	久美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-13 環境事務の取扱い	整理番号	19-13	専門部会名	住民部会
分類	し尿処理	分科会名	環境分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>浄化槽清掃業の許可手数料 許可手数料及び許可証の再交付手数料を統一する必要がある。</p> <p>合特法に基づく合理化事業計画の策定状況 計画策定の状況が異なる。</p>			<p>(案)</p> <p>許可手数料 (浄化槽法第35条第1項) 10,000円/件</p> <p>許可証の再交付手数料 3,000円/件</p> <p>新市移行後に新市としての合理化事業計画を策定する方向で調整する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山地方振興局管内図

位置図(火葬、し尿処理施設)



久美浜町衛生センター(し尿処理)

網野町火葬場

網野町浄水苑(し尿処理)

竹野川クリーンセンター(し尿処理)

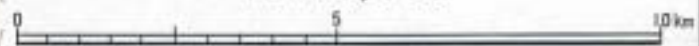
竹野川斎場

久美浜町火葬場

○ 一般国道	855 峰上野大宮線
118 国道 176 号	久美浜大宮線
312 国道 302 号	明野内線
402 国道 402 号	久美浜大宮線
	658 二野河津線
○ 主要地方道	659 峰山寺野線
13 峰野大宮線	661 峰山寺野線
17 網野大宮線	662 網野大宮線
28 網野大宮線	663 網野大宮線
33 網野大宮線	664 網野大宮線
37 網野大宮線	665 網野大宮線
57 網野大宮線	666 網野大宮線
75 網野大宮線	667 網野大宮線
76 網野大宮線	668 網野大宮線
	669 網野大宮線
	670 網野大宮線
	671 網野大宮線
□ 一般府道	672 網野大宮線
122 久美浜大宮線	673 網野大宮線
667 上野大宮線	674 網野大宮線
606 上野大宮線	700 網野大宮線
625 網野大宮線	704 網野大宮線
631 網野大宮線	705 網野大宮線
632 網野大宮線	
633 網野大宮線	
634 網野大宮線	

二級河川	日本海
31 網野川	
32 網野川	
33 網野川	
34 網野川	
35 網野川	
36 網野川	
37 網野川	
38 網野川	
39 網野川	
40 網野川	
41 網野川	
42 網野川	
43 網野川	
44 網野川	
45 網野川	
46 網野川	
47 網野川	
48 網野川	
49 網野川	
50 網野川	
51 網野川	
52 網野川	
53 網野川	
54 網野川	
55 網野川	
56 網野川	
57 網野川	
58 網野川	
59 網野川	
60 網野川	
61 網野川	
62 網野川	
63 網野川	
64 網野川	
65 網野川	
66 網野川	
67 網野川	
68 網野川	
69 網野川	
70 網野川	
71 網野川	
72 網野川	
73 網野川	
74 網野川	
75 網野川	
76 網野川	
77 網野川	
78 網野川	
79 網野川	
80 網野川	
81 網野川	
82 網野川	
83 網野川	
84 網野川	
85 網野川	
86 網野川	
87 網野川	
88 網野川	
89 網野川	
90 網野川	

1:120,000



第12回 住民・福祉・教育小委員会

協議第2号

19-20 学校教育の取扱い(その6)

平成15年2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて			整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	14 スクールバス			分科会名	学校教育分科会			
		現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
1 スクールバス	<p>スクールバスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有台数 1台(42人乗り) 峰山中学校 ・運行形態 五箇小学校区域の生徒を中学校までと五箇小学校の一部地域の児童も小学校まで乗車 ・委託料(1人) 月額160,000円 	<p>スクールバスの状況</p> <p>無</p> <p>大宮第三小学校の三重地区の児童は登校時に丹海バスを利用(定期代相当額を補助) 大宮中学校の五十河地区の生徒は11月から3月上旬まで登校時は丹海バス、下校時は町のマイクロバスで通学(年間5,000円とバス定期代を補助)</p>	<p>スクールバスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有台数 3台 網野北小学校26人乗り、郷小学校15人乗り、橋小学校26人乗り ・運行形態 網野北小学校の磯地区、郷小学校の切畑地区、橋小学校の木津、柴古、箱石、塩江地区の児童を送迎 網野南小の新庄地区児童送迎 ・運転業務 業務委託契約により町民(個人)に委託。委託料は月額で毎月支払い ・委託料(月額) 網野北小学校 150,000円 橋小学校 109,000円 網野南小学校 100,000円 郷小学校 シルバー委託(総務課負担) 網野南小学校の新庄地区児童は、町民課所有の幼児専用バスで送迎 	<p>スクールバスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有台数: ステーションワゴン1台 車両乗車定員10人 ・運行形態 宇川小学校区 鞍内地区(学校まで5.2Km、バス停まで3.5Km)遠下地区から通学に運行 ・運転業務 個人へ委託 ・委託料 月額 70,000円 	<p>スクールバスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有台数1台(15人乗り) 弥栄中学校 ・運行形態 野間地区の中学生を弥栄中学校まで送迎 ・運転業務 個人へ委託(2人) ・委託料 1往復 1,900円 クラブ活動、学校行事に使用する場合 管内 1,000円/時間 	<p>スクールバスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有台数4台 久美浜中学校 53人乗り 久美浜中学校 29人乗り 久美浜中学校 53人乗り 湊小学校 8人乗り ・乗車生徒 75名(平成14年度) ・乗車地区 湊地区、田村地区、神野地区(鹿野、長柄) ・運転業務 個人に委託 湊小学校は町職員対応(委託料なし) ・委託料 99,000円(月額)+ 1,000円/時間 		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町スクールバス運行管理規定						久美浜町スクールバス運行管理規定	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	14 スクールバス			分科会名	学校教育分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 スクールバス</p> <p>5町においてスクールバスが運行されている。保有台数、運行形態、委託料等に差異がある。運行内容の検討と委託料の算定について新たな基準を設ける必要がある。</p>			<p>(案)</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>スクールバスの運行については、新市においても実施する。新市の教育委員会において運行についての検討を行い、委託料等については新たな算定基準を設け統一的に実施する。</p>		
小委員会確認期日		平成 年 月 日	協議会確認期日		平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	15 寄宿舎事業					分科会名	学校教育分科会
項 目		現 況					
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1	寄宿舎事業	寄宿舎事業の実施状況 無	寄宿舎事業の実施状況 無	寄宿舎事業の実施状況 無	寄宿舎事業の実施状況 無	寄宿舎事業の実施状況 無	寄宿舎事業の実施状況 実施している学校 高龍中学校 平成13年度 11名利用 (44日間)
根拠条例・要綱・規則等					丹後町立学校寄宿舎の設置に関する条例		久美浜町立高龍中学校寄宿舎の設置及び管理運営に関する規則

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	15 寄宿舎事業			分科会名	学校教育分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 寄宿舎事業 1町のみ実施している。</p>			<p>(案) 新市に移行後、調整する。 寄宿舎事業については新市においても実施する。ただし、スクールバスの運行と合わせて寄宿舎事業についての検討を行う。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	20 その他	分科会名	学校教育分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 教員住宅			<p>網野町教員住宅</p> <p>1 名称及び設置場所 浜詰教員住宅 網野町浜詰266-34 木津教員住宅 網野町字木津824</p> <p>2 住宅の構造等 浜詰教員住宅 鉄筋コンクリート平屋建て 19坪 昭和45年4月建築 木津教員住宅 木造2階建て 29坪 昭和12年移築</p> <p>3 住宅料(家賃) 浜詰教員住宅 月額 5,000円 木津教員住宅 月額 1,500円</p> <p>4 入居者資格 網野町立学校に勤務する職員</p> <p>5 管理者 網野町教育委員会</p> <p>木津教員住宅は、現在使用していません。</p>			<p>久美浜町教員住宅</p> <p>1 名称及び設置場所 久美浜町教員住宅 久美浜町1767</p> <p>2 住宅の構造等 木造平屋建て 面積 54㎡ 昭和46年9月建築</p> <p>3 家賃 月額 7,000円</p> <p>4 入居者資格 久美浜町立学校に勤務する教職員</p> <p>5 管理者 久美浜町教育委員会</p> <p>現在は使用していません。</p>
根拠条例・要綱・規則等			網野町教員住宅管理規則			久美浜町教員住宅管理規則

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号	専門部会名	教育部会
分類	20 その他		分科会名	学校教育分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 教員住宅 網野町と久美浜町の2町に教員住宅が建設されている。網野町の木津教員住宅と久美浜町教員住宅は現在使用していない。</p>		<p>(案) 廃止の方向で調整する。</p>		
		小委員会確認期日	平成 年 月 日	協議会確認期日
			平成 年 月 日	

第12回 住民・福祉・教育小委員会

協議第 3 号

19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その7)

平成15年 2月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 身体障害者補装具の交付・修理等(事業名)	身体障害者補装具交付事業	補装具交付事業	補装具交付事業	補装具交付事業	身体障害者補装具交付事業	身体障害者補装具交付事業	
平成13年度実績 交付件数 (うちストマ件数)	111件 93件	92件 74件	103件 84件	103件 93件	92件 84件	124件 96件	
公費負担額	2,367,453円	2,062,865円	2,732,055円	1,670,856円	1,736,431円	2,805,947円	
自己負担額	195,050円	235,560円	302,113円	139,240円	109,580円	293,740円	
修理 件数	66件	32件	37件	79件	22件	33件	
公費負担額	458,581円	256,722円	332,216円	108,941円	106,956円	191,263円	
自己負担額	102,239円	29,850円	22,964円	6,050円	8,100円	8,880円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害者福祉法施行規則	大宮町身体障害者福祉法施行細則	網野町身体障害者福祉法施行規則	丹後町身体障害者福祉法施行規則	弥栄町身体障害者福祉法施行細則	久美浜町身体障害者福祉法施行細則	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
1 身体障害者補装具の交付・修理等 各町とも同一の事務を行っている。		(案) 現行のまま、新市に継承する。			
6町合計					
交付	625件				
ストマ	524件				
公費負担額	13,375,607円				
自己負担額	1,275,283円				
修理	269件				
公費負担額	1,454,679円				
自己負担額	178,083円				
合計	894件				
公費負担額	14,830,286円				
自己負担額	1,453,366円				
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 身体障害児補装具の交付・修理等(事業名)	身体障害児補装具交付事業	障害児補装具交付等事業	補装具交付事業事業	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業
平成13年度実績							
交付件数	20件	4件	21件	15件	3件	18件	
公費負担額	819,336円	592,961円	2,406,737円	323,841円	149,937円	137,246円	
自己負担額	0円	27,500円	84,300円	27,700円	8,950円	34,150円	
修理件数	22件	0件	15件	0件	0件	1件	
公費負担額	205,816円	0円	60,244円	0円	0円	1,335円	
自己負担額	0円	0円	16,850円	0円	0円	2,250円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害児補装具交付等事業実施要綱	大宮町障害児補装具交付等事業実施要綱	網野町身体障害者福祉法施行規則	丹後町身体障害者福祉法施行規則	弥栄町身体障害児補装具給付事業実施要綱	久美浜町身体障害児補装具給付規則	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業	分科会名		福祉分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>2 身体障害児補装具の交付・修理等</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>6町合計</p> <p>交付 81件</p> <p>公費負担額 4,430,058円</p> <p>自己負担額 182,600円</p> <p>修理 38件</p> <p>公費負担額 267,395円</p> <p>自己負担額 19,100円</p> <p>合計 119件</p> <p>公費負担額 4,697,453円</p> <p>自己負担額 201,700円</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い				整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業						分科会名	福祉分科会
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
3 補装具交付・修理等の自己負担免除(事業名)	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業	身体障害児補装具交付事業	無	身体障害児補装具交付事業		
制度内容	法56条2項に基づく自己負担の免除	児童補装具のB階層における自己負担の免除	児童補装具のB階層における自己負担の免除	児童補装具のB階層における自己負担の免除		児童補装具のB階層における自己負担の免除		
平成13年度実績(事業費)	297,289円	1,100円	1,100円	0円		0円		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害児補装具交付等事業実施要綱	大宮町障害児補装具等交付事業実施要綱	網野町身体障害児補装具給付事業実施要綱			久美浜町身体障害児補装具給付規則		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (5) 障害者(児)補装具交付事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>3 補装具交付・修理等の自己負担免除</p> <p>各町により、取扱いに相違がある。</p> <p>峰山町は全ての障害児の自己負担金を免除している。</p> <p>大宮町、網野町、丹後町、久美浜町は、B階層の自己負担金を免除している。</p> <p>弥栄町は、事業を実施していない。</p> <p>6町合計</p> <p>299,489円</p>		<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>障害児の育成支援を進めるため、補装具の自己負担金は全て免除とする方向で調整する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業			分科会名		分科会名	福祉分科会
項目		現		況			
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1	施設入所措置事業	身体障害者施設入所措置事業 身体障害者更生援護施設・こひじ	身体障害者施設入所措置事業	身体障害者施設入所措置事業	身体障害者施設入所措置事業	身体障害者施設入所措置事業	身体障害者施設入所措置事業
入所施設	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)	こひつじの苑舞鶴(療護)
人数	2人 9,159,408円	1人 4,579,704円	2人 9,635,928円	2人 9,159,408円	1人 3,846,984円	3人 13,739,112円	
	洛西寮(重授)	宝塚希望の家ワークセンター(授産)	天ヶ瀬寮(療護)	天ヶ瀬寮(療護)	大和高原太陽の家(重授)	京都府立身体障害者福祉センター(療護)	
	1人 2,976,702円	1人 1,677,906円	1人 4,545,372円	1人 4,545,372円	1人 2,163,252円	1人 4,361,520円	
	いこいの村栗の木寮(重授)	兵庫県総合リハビリテーションセンター 自立生活訓練センター(重更)	和生園(通所授産)	九頭竜ワークショップ(重授)	いこいの村栗の木寮(重授)	福井県若越みどりの村(療護)	
	1人 3,053,742円	1人 175,583円	1人 1,966,920円	1人 2,576,432円	1人 2,406,342円	2人 8,132,080円	
	重度身体障害者授産施設 九頭竜ワークショップ(重授)	京都市身体障害者リハビリテーションセンター(重更)				夢前リハビリセンター(重更)	
	1人 2,576,432円	1人 1,084,320円				1人 3,005,400円	
		宝塚希望の家サンホーム(重授)				光道園ライトホープセンター(重更)	
		1人 955,942円				1人 2,878,352円	
施設事務費額							
対象者合計	5人	5人	4人	4人	3人	9人	
事務費合計	17,766,284円	8,473,455円	16,148,220円	16,281,212円	8,416,578円	34,083,384円	
措置費自己負担分の費用徴収							
対象者	4人	4人	3人	4人	3人	3人	
自己負担金	1,617,600円	552,200円	827,500円	1,571,100円	1,153,021円	1,153,021円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害者福祉法施行規則 峰山町身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	大宮町身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法に基づく大宮町身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	網野町身体障害者福祉法施行規則 身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	丹後町身体障害者福祉法施行規則 丹後町身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	弥栄町身体障害者福祉法施行細則 弥栄町身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	久美浜町身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業			分科会名	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 施設入所措置事業</p> <p>各町とも同様の事務を行っている。</p> <p>6町合計</p> <p>対象者 30人</p> <p>事務費 101,169,133円</p> <p>措置費自己負担分の費用徴収</p> <p>対象者 26人</p> <p>事務費 9,690,585円</p>			<p>(案)</p> <p>平成15年度より支援費制度に移行するので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。</p> <p>なお、措置費自己負担分については、直接施設への支払いとなる。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 更生訓練費補助金等 (事業名)	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業	身体障害者更生訓練費給付事業
平成13年度実績							
更生訓練等給付費 人数 町負担額	1人 19,200円	1人 34,700円	1人 37,800円	0人 0円	0人 0円	1人 37,800円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱		網野町身体障害者福祉法施行規則	丹後町身体障害者更生援護施設措置費徴収要綱			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業	分科会名		福祉分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>2 更生訓練費補助金等</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>6町合計</p> <p>対象者 4人</p> <p>町負担額 129,500円</p> <p>(全額府補助有)</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業					分科会名	福祉分科会
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 授産施設の相互利用事業							
人数	0人	0人	5人	1人	0人	0人	
町負担額	0円	0円	1,189,200円	1,204,800円	0円	0円	
対象施設			知的障害者通所授産施設 四つ葉ハウス	知的障害者通所授産施設 ゆうゆう作業所			
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (6) 身体障害者施設入所措置事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>3 授産施設の相互利用事業</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>6町合計</p> <p>対象者 6人</p> <p>町負担額 2,394,000円</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>新市においても継続して障害者の福祉向上に努める。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業			分科会名		分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 身体障害者短期入所事業 (事業名)	身体障害者短期入所事業	在宅重度身体障害者短期保護事業	身体障害者短期入所事業	身体障害者短期入所事業	無	身体障害者短期入所事業	
委託先(施設名)	こひつじの苑舞鶴、はごろも苑	無	丹後園	いちがお園		こひつじの苑舞鶴	
決定件数(13年度)	12件	0件	0件	2件		0件	
延べ日数(13年度)	60日	0日	0日	4日		0日	
委託料(13年度)	579,690円	0円	0円	39,200円		0円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町重度身体障害者短期入所運営事業実施要綱	大宮町在宅重度身体障害者短期保護事業	網野町障害者短期入所事業運営要綱	丹後町身体障害者短期入所事業実施要綱		久美浜町身体障害者短期入所事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 身体障害者短期入所事業</p> <p>弥栄町以外の5町が実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>決定件数 14件</p> <p>延べ日数 64日</p> <p>委託料 971,690円</p>			<p>(案)</p> <p>平成15年度より支援費制度に移行するので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業					分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 知的障害者(児)短期入所事業(事業名)	知的障害者(児)短期入所事業	同左	同左	同左	同左	同左	同左
事業内容	利用申請受理、委託施設との調整、利用状況にかかる報告事務等(京都府委任事務)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
委託先施設(京都府による)	京都府委託施設 みねやま作業所 いきいき あゆみが丘	同左	同左	同左	同左	同左	同左
決定件数(13年度)	18件	25件	6件	2件	11件	4件	
延べ日数(13年度)	52日	114日	44日	9日	59日	13日	
委託料	京都府が負担	同左	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	知的障害者福祉法第15条の3第3項	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 知的障害者(児)短期入所事業</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>決定件数 66件</p> <p>延べ日数 291日</p>			<p>(案)</p> <p>平成15年度より支援費制度に移行するので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業			分科会名		福祉分科会	福祉分科会
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 精神障害者短期入所事業 (事業名)	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業	精神障害者短期入所事業
委託先	事業所指定 アスロード	同左	未定	援護寮アスロード(これから指定)	援護寮アスロード(これから指定)	援護寮アスロード(これから指定)	援護寮アスロード(これから指定)
決定件数(調査日月日現在)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
延べ日数(調査日現在)	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
委託料(14年度予算額)	15,000円 (当初予算額)	0円	50,000円 (当初予算額)	0円	0円	60,340円 (当初予算額)	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町重度身体障害者短期入所 運営事業実施要綱						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>3 精神障害者短期入所事業</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>0件</p> <p>0日</p> <p>0円</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業			分科会名		分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
4 難病患者短期入所事業 (事業名)	難病患者短期入所事業	難病患者等短期入所事業	難病患者短期入所事業	無	難病患者等短期入所事業	難病患者等短期入所事業	
委託先	丹後中央病院 国保弥栄病院 ふるさと病院 国保久美浜病院 府立与謝の海病院	無(必要に応じ、委託)	丹後中央病院 国保弥栄病院 ふるさと病院 国保久美浜病院 府立与謝の海病院		無(必要に応じ、委託)	国保久美浜病院	
決定件数(13年度)	0件	0件	0件		0件	0件	
延べ日数(13年度)	0日	0日	0日		0日	0日	
委託料(13年度)	0円	0円	0円		0円	0円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町難病患者等短期入所事業 実施要綱	大宮町難病患者等短期入所事業 実施要綱	難病患者短期入所事業運営要綱		弥栄町難病患者等短期入所事業 実施要綱	久美浜町難病患者等居宅生活支 援事業運営要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (9) 身体障害者等短期入所事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>4 難病患者短期入所事業</p> <p>丹後町以外の5町で事業を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>0件</p> <p>0日</p> <p>0円</p>		<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>新市においては全域を対象とし、事業を実施する。</p> <p>委託先医療機関等は、新市に移行後調整する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 重度身体障害者日常生活用具給付事業(事業名)	在宅重度身体障害者日常生活用具給付事業	重度身体障害者日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付事業	在宅重度身体障害者日常生活用具給付事業	身体障害者等日常生活用具給付等事業	重度身体障害者日常生活用具給付事業	
給付件数(13年度)	9件	2件	10件	6件	4件	10件	
公費負担額(13年度)	503,520円	278,498円	707,390円	408,515円	700,000円	391,560円	
自己負担額(13年度)	16,140円	8,920円	6,950円	5,800円	8,100円	31,060円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町重度身体障害者・者日常生活用具給付等事業実施要綱	大宮町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱	網野町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	丹後町重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱	弥栄町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	久美浜町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
1 重度身体障害者日常生活用具給付事業 各町とも同一の事務を実施している。 6町合計 給付件数 41件 公費負担額 2,989,483円 自己負担額 76,970円			(案) 現行のまま、新市に継承する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 重度身体障害児日常生活用具給付事業(事業名)	在宅重度身体障害児・知的障害者日常生活用具給付	重度身体障害者日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付事業	在宅重度身体障害児日常生活用具給付事業	身体障害者等日常生活用具給付等事業	身体障害児・知的障害児日常生活用具給付事業	
給付件数(13年度)	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
公費負担額(13年度)	0円	0円	0円	0円	0円	39,540円	
自己負担額(13年度)	0円	0円	0円	0円	0円	2,250円	
			B階層の負担を免除			B階層の負担を免除	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱		網野町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱		弥栄町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	久美浜町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 重度身体障害児日常生活用具給付事業</p> <p>各町とも同様の事務を実施している。</p> <p>自己負担については、網野町、久美浜町でB階層対象者を免除している。</p> <p>6町合計</p> <p>給付件数 1件</p> <p>公費負担額 39,540円</p> <p>自己負担額 2,250円</p>			<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>自己負担金については、B階層対象者を免除とする。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い					整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (11) 身体障害者等日常生活用具給付事業						分科会名	福祉分科会
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
3 点字図書給付事業								
(事業名)	点字図書給付事業	点字図書給付事業	点字図書給付事業	点字図書給付事業	点字図書給付事業	無		
給付件数(13年度)	0件	0件	0件	0件	0件			
公費負担額(13年度)	0円	0円	0円	0円	0円			
自己負担額(13年度)	0円	0円	0円	0円	0円			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町点字図書給付事業実施要綱	大宮町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱	網野町点字図書給付事業実施要綱	丹後町点字図書給付事業実施要綱	弥栄町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱・点字図書給付事業実施要綱			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業	分科会名		福祉分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>3 点字図書給付事業</p> <p>久美浜町以外、事業を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>給付件数 0件</p> <p>公費負担額 0円</p> <p>自己負担額 0円</p>			<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に継承する。</p> <p>全市を対象として、事業を実施する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業					分科会名	福祉分科会
項目		現 況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
4 知的障害児(者)日常生活用具給付事業(事業名)	在宅重度身体障害児・知的障害者日常生活用具給付	知的障害児(者)日常生活用具の給付事業	日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業	身体障害者等日常生活用具給付等事業	身体障害児・知的障害児日常生活用具給付事業	
給付件数(13年度)	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
公費負担額(13年度)	1,906円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
自己負担額(13年度)	13,750円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
自己負担金免除の扱い	免除等無し	B階層は自己負担を免除	B階層は自己負担を免除	無	無	知的障害児・B階層は自己負担を免除	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町重度身体障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱		網野町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱		弥栄町身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	久美浜町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業	分科会名		福祉分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>4 知的障害児(者)日常生活用具給付事業</p> <p>自己負担金の免除について、扱いに相違がある。</p> <p>大宮町、網野町、久美浜町・・・・・・B階層該当者の自己負担金を免除</p> <p>峰山町、丹後町、弥栄町・・・・・・免除せず(国基準どおり)</p> <p>6町合計</p> <p>給付件数 1件</p> <p>公費負担額 1,906円</p> <p>自己負担額 13,750円</p>			<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>自己負担金については、B階層対象者を免除とする。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業			分科会名		分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
5 難病患者日常生活用具給付事業 (事業名)	難病患者等日常生活用具給付	難病患者等日常生活用具給付事業	難病患者等居宅生活支援事業	無	難病患者等日常生活用具給付事業	難病患者等日常生活用具給付事業	
給付件数(13年度)	0件	0件	0件		1件	0件	
公費負担額(13年度)	0円	0円	0円		42,000円	0円	
自己負担額(13年度)	0円	0円	0円		0円	0円	
自己負担金免除の扱い	免除等無し	同左	同左		峰山町に同じ	同左	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町難病患者等日常生活用具給付等事業実施要綱	大宮町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱	難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱		弥栄町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱	久美浜町難病患者等居宅生活支援事業運営要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (10) 身体障害者等日常生活用具給付事業	分科会名		福祉分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>5 難病患者日常生活用具給付事業</p> <p>丹後町以外、事業を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>給付件数 1件</p> <p>公費負担額 42,000円</p> <p>自己負担額 0円</p>			<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に継承する。</p> <p>全市を対象として、事業を実施する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (11) グループホーム			分科会名		分科会名	福祉分科会
項目		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 心身障害者地域生活ホーム運営助成事業 (事業名)	無	無	無	無	無	無	心身障害者地域生活ホーム運営助成事業
対象施設							久美浜地域生活ホーム
設置運営法人							久美浜地域生活ホーム運営委員会(任意団体)
利用者数(13年度)							5人
助成額(13年度)							500,000円
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (11) グループホーム		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 心身障害者地域生活ホーム運営助成事業</p> <p>久美浜町で事業を実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>支援費制度における知的障害者地域生活援助(グループホーム)の事業所としての育成を指導する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (11) グループホーム			分科会名		福祉分科会	福祉分科会
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 精神障害者グループホーム (事業名)	無	精神障害者居宅生活支援事業	無	無	精神障害者居宅生活支援事業	無	
指定施設数		1人 (グループホーム福知山)			1人 (グループホーム福知山)		
利用者(14.4.1 現在)		1人			1人		
負担金(14年度予算額)		133,000円			159,000円		
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (11) グループホーム		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
2 精神障害者グループホーム 大宮町と弥栄町で事業を実施している。		(案) 一元化に調整の上、新市に移行する。 全市を対象として必要なサービスを提供する方向で調整する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い					整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業							分科会名	福祉分科会
		現			況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
1 手話通訳者設置事業 (事業名)	手話通訳者設置事業	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
利用手続き	委託事業者に直接依頼もしくは、 町担当課へ依頼(申請様式等特に 定めず。	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
利用件数(13年度)									
手話通訳者派遣 件数	15件 48時間	16件 40時間	149件 293時間	15件 27時間	38件 78時間	34件 28時間			
各種相談件数	21件 24時間	11件 24時間	116件 178時間	17件 23時間	19件 29時間	8件 17時間			
委託先	(福)京都聴覚言語障害者福祉協 会	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
委託料(13年度)	1,085,000円	1,025,000円	1,271,000円	851,000円	805,000円	1,075,000円			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町手話通訳者設置事業業務 実施要綱	大宮町手話通訳者設置事業業務 実施要綱	網野町手話通訳者設置事業実施 要綱	丹後町手話通訳者設置事業業務 実施要綱	弥栄町手話通訳者設置事業業務 実施要綱	久美浜町手話通訳者設置事業業 務実施要綱			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 手話通訳者設置事業</p> <p>各町とも同一の事業を実施している。</p> <p>6町共同で京都府聴覚言語障害者福祉協会へ事業委託している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業					分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 手話奉仕員養成事業 (事業名)	手話奉仕員養成事業	同左	同左	同左	同左	同左	同左
事業実施状況 申込み手続き等	6町共同で委託による事業実施。 聴覚言語センターもしくは、町担当課へ口頭で直接申込。	同左	同左	同左	同左	同左	同左
受講者(14年度)	14人	17人	13人	30人	6人	32人	
委託先	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	同左	同左	同左	同左	同左	同左
委託料(14年度予算額)	187,000円	166,000円	206,000円	160,000円	130,000円	175,000円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町手話奉仕員養成事業実施要綱	大宮町手話奉仕員養成事業実施要綱	京都府丹後六町手話通訳者設置事業等業務委託契約書 覚書	丹後町手話奉仕員養成事業実施要綱	京都府丹後六町手話通訳者設置事業等業務委託契約書 覚書	京都府丹後六町手話通訳者設置事業等業務委託契約書 覚書	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>2 手話奉仕員養成事業</p> <p>各町とも同一の事業を実施している。</p> <p>6町共同で京都府聴覚言語障害者福祉協会へ事業委託している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い					整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業							分科会名	福祉分科会
		現			況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
3 丹後地域高齢聴覚障害者地域生活支援事業 (事業名)	丹後地域高齢聴覚障害者地域生活支援事業	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
事業実施状況 申込み手続き等	丹後聴覚言語障害者センター事業に関する6町での運営費補助なので、管轄は聴言センターが行う。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
利用者(13年度)	3人	0人	7人	1人	2人	1人			
委託先	補助金としての位置付け。 (補助金交付先 (福)京都聴覚言語福祉協会)	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	同左	同左	同左	同左	同左		
委託料(13年度) (補助金)	補助金85,000円	72,400円	93,300円	62,900円	58,000円	78,900円			
その他事業支援状況	開催数 22回 6町で延べ参加者 202人								
根拠条例・要綱・規則等	峰山町補助金等交付規則								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>3 丹後地域高齢聴覚障害者地域生活支援事業</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に継承する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
4 身体障害者自動車改造助成事業 (事業名)	身体障害者用自動車改造助成事業	身体障害者用自動車改造助成事業	身体障害者自動車改造助成事業	身体障害者自動車改造助成事業	身体障害者用自動車改造助成事業	自動車改造助成事業	
平成13年度実績 件数	1件	1件	0件	0件	1件	1件	
助成額	100,000円	3,780円	0円	0円	100,000円	100,000円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱	大宮町身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱	網野町身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱	丹後町自動車改造助成事業実施要綱	弥栄町身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱	久美浜町自動車改造助成事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>4 身体障害者自動車改造助成事業</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 身体障害者運転免許取得費助成制度 (事業名)	身体障害者運転免許取得費助成金交付事業	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付事業	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成事業	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成事業	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付事業	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付事業	
平成13年度実績 件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
助成額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
根拠条例・要綱・規則等	峰山町身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	大宮町身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	丹後町身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	弥栄町身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	久美浜町身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
5 身体障害者運転免許取得費助成制度 各町とも同一の事務を実施している。		(案) 現行のまま新市に継承する。			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業					分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
7 福祉タクシー事業 (事業名)	福祉タクシー助成事業	福祉タクシー事業	福祉タクシー運行事業	福祉タクシー運行事業	重度心身障害者福祉タクシー事業	福祉タクシー事業	
対象者、障害種別等 障害種別	視覚 1・2級 下肢、移動 1・2級 (一上下肢1・2級で下肢3級の者を含む) 体幹 1・2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1級 療育 A 以上 年18,000円 身体障害3級以上 精神障害者手帳保持者 以上 年12,000円 身体障害4級以下、療育B 年 6,000円	視覚 1・2級 下肢、移動 1・2級 (一上下肢1・2級で下肢3級の者を含む) 体幹 1・2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1級 療育 A 精神 1~3級	同左 同左 同左 同左 同左 精神 1級	同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 精神 1級	同左 同左 同左 精神 1級~3級	
利用範囲	特に制限無し	特に制限なし	主に福知山以北	特に制限なし	特に制限なし 町内の3ガソリンスタンドで給油可。	タクシー会社が了解する範囲	
助成額(年間)	上記のとおり。申請月からの月割り交付(4月なら満額交付)	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	
給付方法	上記金額のタクシー利用券(1枚500円券)を申請により年1回	(100円券 月1,000円) 申請者に申請月から当該年度分の利用券(100円券)を発行 年度途中は月割り	同左	同左	同左	同左	
平成13年度実績 対象者	437人	132人	61人	27人	74人	56人	
事業費	3,028,700円	432,800円	471,800円	163,500円	791,300円	318,000円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町福祉タクシー事業実施要綱	大宮町福祉タクシー事業実施要綱	網野町福祉タクシー事業実施要綱	丹後町福祉タクシー事業実施要綱	弥栄町重度心身障害者福祉タクシー事業実施要綱	久美浜町福祉タクシー事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会																				
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業		分科会名	福祉分科会																				
課 題		調 整 結 果																						
<p>7 福祉タクシー事業</p> <p>各町とも事業を実施している。</p> <p>対象者の範囲に相違がある。</p> <p>利用できる区間に相違がある。</p> <p>助成額及び給付内容(券の額面)に相違がある。</p> <p>参考 北部4市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸1級、療育A</td> <td>在宅じん臓障害1級、透析通院に利用の場合</td> <td>福知山市と同じ</td> <td>視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、じん臓1級、療育A</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>200円券 月5枚 透析患者は100円券あり 毎月交付</td> <td>500円券 月4枚 年度分一括交付</td> <td>100円券 年間100枚一括交付</td> <td>100円券 年間120枚一括交付</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>本人又は扶養義務者所得D12以下を対象</td> <td>本人又は扶養義務者所得D12以下を対象</td> <td>本人及び扶養義務者所得D12以下を対象</td> <td>世帯区分D12以下の世帯に属する者</td> </tr> </tbody> </table>			福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	対象者	視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸1級、療育A	在宅じん臓障害1級、透析通院に利用の場合	福知山市と同じ	視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、じん臓1級、療育A	助成額	200円券 月5枚 透析患者は100円券あり 毎月交付	500円券 月4枚 年度分一括交付	100円券 年間100枚一括交付	100円券 年間120枚一括交付	その他	本人又は扶養義務者所得D12以下を対象	本人又は扶養義務者所得D12以下を対象	本人及び扶養義務者所得D12以下を対象	世帯区分D12以下の世帯に属する者	<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に継承する。</p> <p>障害者の多様な外出支援手段の一つとし、社会参加の促進を図る。</p> <p>対象者 視覚1.2級 下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む) 体幹1.2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸1級 療育A・B 精神1.2級</p> <p>所得制限 世帯区分D-12以下の世帯に属する者</p> <p>助成金額 年間 12,000円(ガソリンの給油は不可とする)</p>		
	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																				
対象者	視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸1級、療育A	在宅じん臓障害1級、透析通院に利用の場合	福知山市と同じ	視覚1.2級、下肢・移動1.2級(1上下肢1.2級で1下肢3級含む)、体幹1.2級、じん臓1級、療育A																				
助成額	200円券 月5枚 透析患者は100円券あり 毎月交付	500円券 月4枚 年度分一括交付	100円券 年間100枚一括交付	100円券 年間120枚一括交付																				
その他	本人又は扶養義務者所得D12以下を対象	本人又は扶養義務者所得D12以下を対象	本人及び扶養義務者所得D12以下を対象	世帯区分D12以下の世帯に属する者																				
		小委員会確認期日		協議会確認期日																				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業					分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
8 福祉バス券の交付 (事業名)	該当無し	該当なし	該当なし	該当なし	弥栄町重度障害者交通費補助	該当なし	
対象者 利用範囲					身体障害者手帳1～3級 療育手帳所持者、A判定		
利用限度額					弥栄町営バス、丹海バス		
給付方法					1年間に100枚以内 バス切符を現物給付		
平成13年度実績 件数					8件		
事業費					104,600円		
根拠条例・要綱・規則等					弥栄町重度障害者交通費補助要 綱		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (12) 障害者社会参加事業	分科会名		福祉分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>8 福祉バス券の交付</p> <p>弥栄町のみ事業を実施している。</p>			<p>(案)</p> <p>廃止する方向で調整する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (14) 在宅福祉機器の貸出し					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 重度身体障害者緊急通報システム(事業名)	緊急通報体制整備事業(高齢者福祉事業と併施)	同左	同左	同左	同左	同左	
対象者数(13年度)	3人	0人	0人	0人	0人	0人	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町障害者等在宅福祉サービス事業実施要綱		網野町緊急通報体制整備事業要綱		弥栄町緊急通報システム事業実施要綱	久美浜町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (14) 在宅福祉機器の貸出し	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 重度身体障害者緊急通報システム</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p> <p>高齢者福祉事業の中で位置づけられ、実施している。</p> <p>峰山町は障害者福祉制度として高齢者福祉とは別に要綱を制定している。</p> <p>6町合計</p> <p>対象者 3人</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に継承する。</p> <p>実施内容は、高齢者福祉事業と合わせる。ただし要綱は、障害者福祉制度として独自に制定する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (14) 在宅福祉機器の貸出し			分科会名		分科会名	福祉分科会
項目		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 緊急通報福祉ファックス (事業名)							
利用手続き	登録申込受付、広域消防へ送付	同左	同左	同左	同左	同左	同左
聴覚障害者の119番ファックスについて、現在広域消防組合に登録している者	1人	2人	13人	1人	2人	5人	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (14) 在宅福祉機器の貸出し	分科会名		福祉分科会	
課 題		調 整 結 果			
2 緊急通報福祉ファックス 各町とも同一の事務を実施している。		(案) 現行のまま新市に継承する。			
6町合計 対象者 24人					
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (15) 障害者の手当等について			分科会名		福祉分科会	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 特別障害者手当等 特別障害者手当	特別障害者手当進達事務	同左	同左	同左	同左	同左	
対象者	重度重複等障害者	同左	同左	同左	同左	同左	
対象者の把握方法	新規申請の対象者については、身障手帳の交付申請・交付時に状況を把握する。	同左	同左	同左	同左	同左	
該当者(13年度末)	15人	12人	12人	20人	25人	16人	
障害児福祉手当							
対象者	重度重複障害児	同左	同左	同左	同左	同左	
該当者(13年度末)	4人	10人	5人	4人	0人	4人	
経過的福祉手当							
対象者	重度障害者で障害年金等が受給できない者	同左	同左	同左	同左	同左	
該当者(13年度末)	0人	0人	0人	2人	0人	1人	
所得証明(確認)にかかる手数料	無料	同左	同左	同左	同左	有料 200円	
根拠条例・要綱・規則等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (15) 障害者の手当等について	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>1 特別障害者手当等</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>参考(手当額・月額)</p> <p>特別障害者手当 26,860円</p> <p>障害児福祉手当、経過的福祉手当 14,610円</p> <p>受給者</p> <p>特別障害者手当 100人</p> <p>障害児福祉手当 27人</p> <p>経過的福祉手当 3人</p>		<p>(案)</p> <p>新市においては、特別障害者手当の給付・決定機関となり、事業を実施する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会						
分類	3 障害者福祉 (15) 障害者の手当等について			分科会名		分科会名	福祉分科会						
現 況													
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町							
2 特別児童扶養手当													
担当課	保健福祉課	福祉課	健康福祉課	住民課	健康福祉課	町民課							
対象者の把握方法	障害担当者との連携による。(療育手帳・身障手帳の交付状況や関係文書の回覧による)	障害担当、保健医療課と協力し対象者を把握	家族からの相談、申請、保健師との連携	保健センターとの連携	家族からの相談 保健師との連携	障害担当者との連携による。(療育手帳・身障手帳の交付状況による)							
申請受付事務	事務取扱い手引きにもとづき事務処理を実施	同左	同左	同左	同左	同左							
証書交付事務 本人への通知・交付方法	府作成のハガキにより通知、担当課で交付	同左	同左	同左	同左	同左							
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>参考 手当額(月額)</td> <td>1級</td> <td>51,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table>								参考 手当額(月額)	1級	51,550円		2級	34,330円
参考 手当額(月額)	1級	51,550円											
	2級	34,330円											
根拠条例・要綱・規則等													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (15) 障害者の手当等について		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
2 特別児童扶養手当 各町とも同一の事務を行っている。		(案) 現行のまま、新市に継承する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (17) 共同作業所等に対する支援等			分科会名		分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 入所訓練事業							
心身障害者入所訓練事業 施設名	峰山共同作業所 8人 6,965,000円	おおみや共同作業所 19人 14,834,000円	あみの共同作業所 13年4月~7月まで 41人 8,499,333円		峰山共同作業所 2人 1,685,400円	久美浜共同作業所 25人 22,708,000円	
通所者数							
補助額(13年度)							
		峰山共同作業所 1人 882,400円					
精神障害者入所訓練事業 施設名	峰山共同作業所 9人 2,976,000円	おおみや共同作業所 6人 1,232,000円	峰山共同作業所 2人 429,400円	峰山共同作業所 5人 2,112,800円	峰山共同作業所 4人 1,488,000円	久美浜共同作業所 9人 3,131,000円	
通所者数							
補助額(13年度)							
		峰山共同作業所 2人 527,000円					
根拠条例・要綱・規則等	峰山町心身共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱 峰山町精神共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱		網野町障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱			久美浜共同作業所の設置及び管理に関する条例 久美浜町共同作業所管理要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会																		
分類	3 障害者福祉 (17) 共同作業所等に対する支援等	分科会名		福祉分科会																			
課 題		調 整 結 果																					
<p>1 入所訓練事業</p> <p>各町とも共同作業所の運営について補助を交付し、運営を支援している。</p> <p>京都府要綱改正により平成14年度より障害者共同作業所入所訓練事業費補助として精神の分も含めて1本化となる。</p> <p>6町合計</p> <table border="0"> <tr> <td>通所者数</td> <td>心身</td> <td>96人(あみの共同作業所分含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>133人</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>心身</td> <td>55,574,133円(同上)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神</td> <td>11,896,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>67,470,333円</td> </tr> </table>		通所者数	心身	96人(あみの共同作業所分含む)		精神	37人		合計	133人	委託料	心身	55,574,133円(同上)		精神	11,896,200円		合計	67,470,333円	<p>(案)</p> <p>新市に移行後も継続して運営を支援する。</p>			
通所者数	心身	96人(あみの共同作業所分含む)																					
	精神	37人																					
	合計	133人																					
委託料	心身	55,574,133円(同上)																					
	精神	11,896,200円																					
	合計	67,470,333円																					
		小委員会確認期日		協議会確認期日																			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策					分科会名	
現 況							
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
4 ねたきり老人・障害者用寝具等洗濯費補助事業	無	無	無	無	ねたきり老人・障害者用寝具等洗濯費補助事業	無	
内容					在宅の寝たきり重度障害者に対し、洗濯費を助成する。		
対象者					64歳以下の在宅重度身体障害者で、障害老人の自立判定基準B又はCランクの者		
助成額					年間 10,000円以内 年度途中での要件発生は月割りとする。		
平成13年度実績					4人 34,000円		
根拠条例・要綱・規則等					ねたきり老人・障害者用寝具等洗濯費補助要綱		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策	分科会名		福祉分科会	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>4 ねたきり老人・障害者用寝具等洗濯費補助事業</p> <p>弥栄町のみ、事業を実施している。</p>			<p>(案)</p> <p>廃止の方向で調整する。</p> <p>寝具乾燥・消毒サービスの充実を図り、より実質的に生活環境の向上を図る方向へ転換する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
知的障害者通所授産施設 みねやま作業所 通所定員 30人 町別通所者	12人	1人	5人		12人		
知的障害者授産施設「四つ葉ハウス」 通所定員 30人 町別通所者		1人	30人				
みねやま作業所 (分場) ゆうゆう作業所 通所定員 15人 町別通所者				11人	3人		
根拠条例・要綱・規則等	知的障害者福祉法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
知的障害者通所授産施設 現況資料		(案)		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策			分科会名		分科会名	福祉分科会
項目		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 障害児通園事業							
委託先	みねやま福祉会						
施設名	峰山町障害児通園施設さつき園						
委託料(13年度)	(6町、府等全体で) 21,912,000円						
各町別負担金	3,690,550円 (30.0%)	1,709,950円 (13.9%)	2,694,100円 (21.9%)	1,230,180円 (10.0%)	984,150円 (8.0%)	1,992,890円 (16.2%)	
町別利用者	10人	7人	9人	6人	7人	4人	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町障害児通園施設条例、管理及び運営に関する規則						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策	分科会名		福祉分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>5 障害児通園事業</p> <p>峰山町を中心に各町共同で事業を実施している。</p> <p>6町合計</p> <p>委託料 21,912,000円</p> <p>うち、6町負担金 12,301,820円</p> <p>利用者 43人</p>		<p>(案)</p> <p>平成15年度から支援費制度へ移行する。</p> <p>新市に移行後も引き続き支援し、障害者の福祉向上に努める。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
8 自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務	自動車税の減免申請証明事務
対象者	京都府の基準による	同左	同左	同左	同左	同左	同左
手続等事務の概要	障害の内容、生計関係等必要事項を確認の上、証明する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
手数料の有無	無	無	有 200円	有 200円	無	有 200円	
根拠条例・要綱・規則等	地方税法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	3 障害者福祉 (18) その他の障害者施策		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>8 自動車税の減免申請証明事務</p> <p>各町とも同一の事務を実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>証明手数料は、徴収しない方向で調整する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

等級別年齢別身体障害者数

(人)

		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計
1級	18歳未満	3	3	5	3	1	5	20
	18歳～64歳	50	40	66	16	24	47	243
	65歳以上	112	90	160	83	55	94	594
	小計	165	133	231	102	80	146	857
2級	18歳未満	1	0	1	1	1	1	5
	18歳～64歳	40	21	32	15	18	30	156
	65歳以上	66	44	57	38	37	73	315
	小計	107	65	90	54	56	104	476
3級	18歳未満	3	0	5	0	0	1	9
	18歳～64歳	17	30	37	19	11	13	127
	65歳以上	68	50	84	46	32	93	373
	小計	88	80	126	65	43	107	509
4級	18歳未満	4	1	1	0	1	0	7
	18歳～64歳	42	34	52	26	26	39	219
	65歳以上	115	92	135	57	53	140	592
	小計	161	127	188	83	80	179	818
5級	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	26	16	23	18	10	17	110
	65歳以上	50	28	48	35	30	79	270
	小計	76	44	71	53	40	96	380
6級	18歳未満	1	0	2	0	0	1	4
	18歳～64歳	16	14	15	10	8	23	86
	65歳以上	53	48	53	36	36	83	309
	小計	70	62	70	46	44	107	399
合計	18歳未満	12	4	14	4	3	8	45
	18歳～64歳	191	155	225	104	97	169	941
	65歳以上	464	352	537	295	243	562	2,453
	合計	667	511	776	403	343	739	3,439

平成14年3月31日現在

障害別年齢別身体障害者数

(人)

		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計
視覚障害	18歳未満	1	1	1	0	1	0	4
	18歳～64歳	16	9	24	9	12	8	78
	65歳以上	49	31	55	28	27	54	244
	小計	66	41	80	37	40	62	326
聴覚 平衡	18歳未満	3	0	3	0	0	2	8
	18歳～64歳	14	9	12	9	6	13	63
	65歳以上	45	62	56	40	30	77	310
	小計	62	71	71	49	36	92	381
音声 言語 そしゃく	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	4	11	4	4	5	1	29
	65歳以上	7	4	4	3	2	8	28
	小計	11	15	8	7	7	9	57
肢体 不自由	18歳未満	6	3	7	2	2	5	25
	18歳～64歳	123	94	131	68	56	108	123
	65歳以上	253	152	260	150	134	272	1,221
	小計	382	249	398	220	192	385	1,369
肢体一般	18歳未満	3	3	3	1	2	0	12
	18歳～64歳	120	92	125	68	54	104	563
	65歳以上	252	151	258	149	134	272	1,216
	小計	375	246	386	218	190	376	1,791
脳原性 運動障害	18歳未満	3	0	4	1	0	5	13
	18歳～64歳	3	2	6	0	2	4	17
	65歳以上	1	1	2	1	0	0	5
	小計	7	3	12	2	2	9	35
内部障害	18歳未満	2	0	3	2	0	1	8
	18歳～64歳	34	32	54	14	18	39	191
	65歳以上	110	103	162	74	50	151	650
	小計	146	135	219	90	68	191	849
心臓	18歳未満	1	0	3	1	0	0	5
	18歳～64歳	15	18	28	10	12	20	103
	65歳以上	77	66	121	51	27	69	411
	小計	93	84	152	62	39	89	519
じん臓	18歳未満	0	0	0	0	0	1	1
	18歳～64歳	15	11	19	2	4	12	63
	65歳以上	7	10	14	6	7	19	63
	小計	22	21	33	8	11	32	127
呼吸器	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳～64歳	1	0	3	1	0	3	8
	65歳以上	15	15	9	8	4	32	83
	小計	16	15	12	10	4	35	92
ぼうこう	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳～64歳	3	3	4	1	2	3	16
	65歳以上	11	12	18	9	12	31	93
	小計	15	15	22	10	14	34	110
小腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	0	0	0	0	0	1	1
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	1	1
合計	18歳未満	12	4	14	4	3	8	45
	18歳～64歳	191	155	225	104	97	169	941
	65歳以上	464	352	537	295	243	562	2,453
	合計	667	511	776	403	343	739	3,439

平成14年3月31日現在